

認知症高齢者グループホーム敬寿園運営規程

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(運営規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬寿会が開設する認知症高齢者グループホーム敬寿園（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、管理運営および人員に関する事項を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、認知症によって自立した生活を営むことが困難になった高齢者が、地域の中で少人数による家庭的な環境のもとで、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所の従業者は、介護を必要とする認知症高齢者が、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、入浴、排せつ、食事等の日常生活の援助及び機能訓練を行うことにより、その有する能力に応じ安心と尊厳のある生活を自立して営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業所は、利用者自らが自分の役割を持ち、達成感や満足感を得て自信を回復するなど、生活の場であると実感した生活ができるよう援助に努めるものとする。
- 3 事業の運営にあたっては、関係行政機関や保険、福祉、医療の各関係機関と連携し、総合的なサービスを提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 認知症高齢者グループホーム敬寿園
(ほがらか、すこやか、やすらか、まごごろ)
- (2) 所在地 山形県山形市大字妙見寺500番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (介護従業者と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 4名 (介護従業者と兼務4名のうち介護支援専門員の資格を有する1名を含む)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、家族との連絡や連携する福祉施設及び医療機関との調整を行う。

(3) 介護従業者 20名 (常勤:管理者と兼務1名、計画作成担当者と兼務4名を含む)

介護従業者は、介護計画に基づきサービスの提供にあたる。

(4) 看護職員 1名

看護職員は、利用者の体調管理を行うとともに、体調不良等緊急時には必要な処置を行うほか、かかりつけ医等医療機関との連絡調整を行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて管理者が理事長の承認を得た場合は、その他の職員を置くことができる。

(利用定員)

第6条 利用定員は1ユニット9名とし、4ユニット36名とする。

(介護の内容)

第7条 当事業所が、提供する介護の内容として以下を行う。

(1) 調理、掃除、着替え、入浴、食事、排せつ、服薬管理等日常生活上の自立援助

(2) 日常生活での機能訓練

(3) レクリエーション、外出支援等

(4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 利用者のサービス開始に際し、利用者の心身の状態、意向及びその置かれている環境、並びに家族の状況等を把握し、関係職員と協議のうえ、援助目標、その目標を達成するためのサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。

2 介護計画は、関係職員及び利用者等が参加するカンファレンスに基づいて作成または変更することとし、その内容については利用者等の同意を得ることとする。

3 介護計画の作成にあたっては、地域社会の活動に参加するなどにより、利用者に適した多様な生活ができるよう努めるものとする。

4 介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、その実施状況について定期的に評価を行う。

5 介護計画の作成後においても、その実施状況及び利用者の状況の変化等の把握を行

い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

- 6 介護計画を作成又は変更した場合は、その介護計画を速やかに利用者に交付する。
- 7 介護計画の目標とサービス内容、その実施状況と実施の評価について、利用者等に説明するとともに記録を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証の記載に基づく額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、月額利用料として82,500円の支払いを別途利用者から受けるものとし、内訳は下記のとおりとする。

(1) 施設維持費（一般管理費、家賃等）	月額28,000円
(2) 食事の提供に要する費用	月額27,000円
(3) おやつ代	月額 3,000円
(4) 光熱水費	月額19,500円
(5) 日用品費	月額 4,000円
(6) 教養費	月額 1,000円

- 3 その他日常生活において通常必要と認められるものの費用（実費）

- 4 利用料及び費用の支払い方法は、原則として銀行等の口座振替で支払うものとする。
- 5 利用料及び費用の額に係るサービスの提供をする際には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

- 6 月の途中における入退居については日割り計算とする。

(入退居にあたっての注意事項)

第10条 入居の対象者は、要介護者（要支援者）であって認知症である高齢者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がなく、また自傷他害の恐れがなく、常時医療機関において治療を必要がないこととする。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該申込者が認知症の状態にあることの確認を行うものとする。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他設備について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は当該サービスの提供中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医や協力医療機関の医師に連絡するなどの措置を講ずるとともに家族等へ連絡を行うものとし、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備等に万全を期すものとし、事業所の従業者等に対し、災害に対処するための計画の周知徹底を行う。

2 事業所は、非常災害に備え、年に2回以上の避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対する当該サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、サービスの提供により事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(苦情解決)

第15条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情又は要望若しくは相談に、迅速かつ適切に対応するため、苦情等受付窓口を設置するなど必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、その提供するサービスに関して、市町村からの文書提出・提示の求め又は質問・照会に応じ、利用者からの苦情等に関する調査に協力しなければならない。

また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合は、その改善の内容を報告しなければならない。

3 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情について、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善内容を報告しなければならない。

(秘密保持)

第16条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
2 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう必要な措置を講ずるものとする。

(地域との連携など)

第17条 事業者は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等、地域との交流に努める。
2 事業所は、当該サービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護等について知見を有する者等により構成される運営推進会議に対し、活動状況等の報告を行い、評価及び助言を受けるものとする。
3 運営推進会議の運営に関する内容等は、別途定める運営推進会議要綱に基づいて行う。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
(2) 虐待防止のための指針の整備
(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束について)

第19条 事業所は、サービスの提供にあたり、当該利用者又は、他の利用者の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。緊急やむを得ない場合は身体拘束の3原則（切迫性、一時性、非代替性）に基づき、手順書に沿った検討会、説明、同意をふまえ、

記録を整備すると共に、定期的に身体拘束の必要性について再検討を行うものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第21条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け業務体制を整備する。

- (1) 研修 採用後3ヶ月以内
(2) その他の研修 職場内研修及び職場外研修へ積極的な参加を行う。
- 2 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。
この規程は平成14年4月1日から施行する。
この規程は平成17年4月1日から施行する。
この規程は平成17年10月14日から施行する。
この規程は平成18年4月1日から施行する。
この規程は平成26年4月1日から施行する。
この規程は平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成27年10月全部の改正）

この規程は平成27年11月1日から施行する。
この規程は令和元年11月1日から施行する。
この規程は令和3年4月1日から施行する。
この規程は令和7年7月1日から施行する。